

特例

運転免許停止処分書

第 92940-Z 号

下記の理由によりあなたの運転免許の効力を

平成 年 月 日から

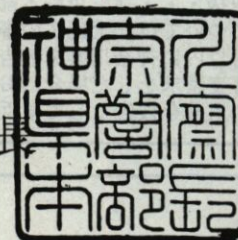
平成 年 月 日まで

(60 日間)

停止します。

平成 年 月 日

神奈川県警察本部長



住所	〒 221-0061 横浜市神奈川区七島町9-5 マック大口コート205																	
氏名	野村 一也 殿										生年月日	昭和 40. 02. 25 (男)						
免許証の番号	第 458704656222 号										23. 03. 23 神奈川県 公安委員会交付							
免許の種類	第一種	0	1	0	0	0	1	0	0	0	第二種	0	0	0	0	0	有効年月日	26. 03. 25
		大型	中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	け引		大型	中型	普通	大特	け引		
理由	処分の根拠法条	道路交通法第103条第1項第5号																
	違反事故の発生日	違反行為の種類等														点数		
	24. 10. 13	整備不良(尾灯等) 尾灯等														1点		
	25. 05. 16	速度超過30以上50未満 指定														6点		
過去3年以内における前歴の回数											1 回		累積点数		7点			

000004

停止中の無免許運転は、免許取消処分に該当します。

※ 運転免許証を受領できるのは停止処分の最終日の翌日からです。
 ※ 裏面を必ずお読みください。

行政処分を受けられた方へのお知らせ

1. この処分による停止期間中は、どのような理由があっても自動車等の運転はできません。
2. この処分による停止期間の短縮を希望される方は、神奈川県警察本部運転免許本部（自動車運転免許試験場）で講習を受けてください。
3. この処分による停止期間中に免許証の有効期間が満了される方は、自らこの処分書により更新手続きをしてください。
4. この処分を受けたのち、また違反を重ねると非常に重い行政処分が行われます。
5. この処分が終了した時は、印鑑及び本処分書を持参してあなたの住所地を管轄する警察署で免許証を受け取ってください。代理人が受け取りに来られるときは、下記代理人選任届に記入し代理人の身分を確認できるものを持参させてください。
6. 免許証を受け取る時は、執務時間内に来てください。
7. この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に神奈川県公安委員会（事務取扱・・・運転免許本部免許課）に対して審査請求をすることができます。
8. この処分については、上記7の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。
9. 上記7の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

代理人選任届

住所
代理人 氏名 (歳)
続柄

私は、行政処分が終了した運転免許証の受領に関して、
上記の者を代理人として選任したので届け出ます。

平成 年 月 日

住 所
氏 名 (印)

運転免許停止期間短縮通知書

平成 年 月 日

道路交通法第103条 第10項の規定に基づき、表記の停止処分
について、その停止期間を 日短縮し、平成 年 月 日
まで停止としたので通知します。

神奈川県警察本部長

